

第59期 決算公告

2022年6月29日

岩見沢市東町234番地
積水化学北海道株式会社
代表取締役社長 福丸 文夫

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,859,694	流 動 負 債	1,550,346
現金及び預金	11,483	買掛金	1,047,449
受取手形	146,217	リース債務	20,371
電子記録債権	448,215	未払金	87,957
売掛金	762,299	未払費用	201,888
製品	791,589	未払法人税等	20,591
原材料	238,522	未払消費税	8,721
仕掛品	2,322	前受金	627
前払費用	11,742	預り金	61,112
未収入金	17,711	賞与引当金	101,628
預け金	1,429,412		
その他の流動資産	182		
固 定 資 産	1,272,858	固 定 負 債	282,786
有形固定資産	1,101,719	リース債務	30,077
建物	203,499	長期未払金	7,719
構築物	39,712	退職給付引当金	244,990
機械装置	248,067	負債の部合計	1,833,131
車両運搬具	11,173		
工具器具備品	33,502	(純 資 産 の 部)	
土地	515,219	株 主 資 本	3,299,421
リース資産	50,449		
建設仮勘定	99	資 本 金	200,000
無形固定資産	27,499		
施設利用権	2,220	資本剰余金	59,140
ソフトウェア	21,078	資本準備金	26,640
その他無形固定資産	4,200	その他資本剰余金	32,500
投資その他の資産	143,641		
出資金	10	利益剰余金	3,040,281
繰延税金資産	141,181	利益準備金	24,610
敷金及び保証金	1,050	その他利益剰余金	3,015,671
その他の投資	1,400	別途積立金	1,700,000
		繰越利益剰余金	1,315,671
		(当 期 純 利 益)	(268,500)
		純資産の部合計	3,299,421
資 産 の 部 合 計	5,132,552	負債及び純資産の部合計	5,132,552

個別注記表

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 子会社及び関連会社株式・・・ 移動平均法に基づく原価法

2) その他有価証券

時価のないもの・・・ 移動平均法に基づく原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

1) 製 品 ・ ・ ・ ・ ・ 総平均法に基づく原価法

2) 原 材 料 ・ ・ ・ ・ ・ 移動平均法に基づく原価法

3) 仕 掛 品 ・ ・ ・ ・ ・ 移動平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

2) 無形固定資産

定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

4. 引当金の計上基準

1) 賞与引当金 ・ ・ ・ ・ ・ 従業員賞与（使用人兼務取締役の使用人を含む）の支給に充てるため、前一年間の支給額を基礎とした見積額を計上している。

2) 退職給付引当金 ・ ・ 従業員退職金及び役員退職慰労金の支給に充てるため、従業員分については当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を、また、役員分については内規に基づき計算された金額を計上している。

5. 収益及び費用の計上基準

1) 商品及び製品等の販売に係る収益

商品等の販売は主に、塩化ビニル管等の販売である。これらの商品等の販売は、引渡時点において顧客が当該商品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識している。なお、出荷時から商品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点において収益を認識している。

2) サービス及びその他の販売に係る収益

サービスおよびその他の販売は主に、管路維持管理業務および調査業務、商品

及び製品の販売に関連した工具レンタルサービス等である。履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で、又は進捗度に応じて収益を認識している。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としている。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

II. 会計方針の変更に関する注記

・収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。

以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上していた販売手数料の一部及び営業外費用に計上していた売上割引については売上高より控除している。また、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めることとした。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、当事業年度の売上高は 18 百万円、販売費及び一般管理費は 10 百万円、営業外費用は 7 百万円それぞれ減少し、営業利益は 7 百万円減少している。

III. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報につきましては、I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりである。